

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（186）

2. 日 時：令和2年11月26日（木）16時00分～17時25分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他4名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その8）に関し、資料1及び資料2を用いて、耐震補強設計の品質管理について説明があった。

（2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、了解した旨回答した。

（3）原子力機構から、設工認（その7）の補正（※）への質問事項に関し、資料3を用いて、説明があった。

（4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の内容を伝えた。

・地盤改良体を粘性土として考えて鋼管杭の粘着力を評価しているが、混合攪拌された上で固化した地盤改良体が、粘着力を発現できるのか説明すること。

・南側端部ブロックのBタイプ下部に既設構造物があると記載があるが、Aタイプと同様の地盤改良体を構築することが出来るのか説明すること。

（5）原子力機構から、上記（4）について了解し、次回以降のヒアリングにおいて説明する旨の回答があった。

6. 配付資料

資料1 放射性廃棄物処理場の設計及び工事の方法の認可申請（その8）申請概要
【第1編 第3廃棄物処理棟の耐震補強】【第2編 減容処理棟の耐震補強】
【第3編 解体分別保管棟の耐震補強】

資料2 原科研廃棄物処理場設工認品質管理プロセスに対するコメント（R2.11.20）
回答

資料3 原科研廃棄物処理場設工認（その7）補正に対するコメント（R2.11.17）

回答

・ 関連ページ

- (※) [日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書の一部補正を受理（令和2年11月12日）](#)